

建設キャリアアップシステム運営協議会 第2回総会

議事次第

日時：平成29年11月6日（月） 13:30～15:00

場所：建設業振興基金5階 501会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事
 - (1) 利用料金について
 - (2) システム開発の進捗状況について
 - (3) システムの普及・利用促進に向けた取組について
- 4 閉会

配付資料

資料1 建設キャリアアップシステム運営協議会総会委員等名簿

資料2 建設キャリアアップシステムの利用料金について

資料3 システム開発の進捗状況について

資料4 建設キャリアアップシステムの周知・普及について

資料5 建設キャリアアップシステムの普及・利用促進に向けた国土交通省の取組方針について

建設キャリアアップシステム運営協議会 総会
委員等名簿

平成 29 年 11 月 6 日現在

【委員】

○田村 計	国土交通省 土地・建設産業局長
村田 誉之	(一社) 日本建設業連合会 建設キャリアアップシステム推進本部長
中筋 豊通	(一社) 全国建設業協会 労働委員会 委員長
土志田 領司	(一社) 全国中小建設業協会 副会長
才賀 清二郎	(一社) 建設産業専門団体連合会 会長
森井 省三	(一社) 日本空調衛生工事業協会 副会長
高橋 健一	(一社) 日本電設工業協会 経営企画委員会 副委員長
吉田 昭夫	(一社) 住宅生産団体連合会 工事 CS・安全委員会 会長
勝野 圭司	全国建設労働組合総連合 書記長

(○は会長)

【特別委員】

坂根 工博	厚生労働省 職業安定局雇用開発部長
伊澤 透	(一財) 建設業振興基金 専務理事

【オブザーバー】

小野 嘉禎	東日本建設業保証(株) 経営企画部長
稲森 智巳	西日本建設業保証(株) 経営企画部長兼事業開発室長
仲谷 達雄	北海道建設業信用保証(株) 取締役 東京支店長
渡邊 勇雄	(一社) 全国建設産業団体連合会 会長
稗田 昭人	(独) 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 建設業事業部 理事長代理

運営委員会、分科会の検討経緯

- | | |
|---|--|
| ○第1回分科会（7月11日）
料金体系について（1）【基本的な考え方】 | （その他）・代行申請の方法について
・API連携アドバイザーチームの招聘について |
| ○第2回分科会（7月25日）
料金体系について（2）【事業者の料金体系①】 | （その他）・多様な作業に従事する場合の就業履歴について
・普及・広報活動について |
| ○第3回分科会（8月4日）
料金体系について（3）【技能者の料金体系①】 | （その他）・情報の閲覧について |
| ○第4回分科会（8月29日）
料金体系について（4）【事業者の料金体系②】 | （その他）・違反の際のペナルティについて
・シンボルマークについて |
| ○第5回分科会（9月12日）
料金体系について（5）【技能者の料金体系②】
【事業者の料金体系③】 | |
| ○第6回分科会（9月26日）
料金体系について（6）【事業者の料金体系④】 | （その他）・要件定義書の変更点について
・既存システムとのデータ連携について（API連携） |
| ○第2回運営委員会（10月3日）
料金体系について | （その他）・要件定義書の変更点について
・既存システムとのデータ連携について（API連携） |
| ○第3回運営委員会及び第7回分科会合同会議（10月25日）
利用料金について | （その他）・システム開発の進捗状況について
・普及・広報活動について |

料金設定の前提となる目標値について

- 建設キャリアアップシステムは、建設技能者の経験が蓄積されるシステムを構築し、評価に応じた処遇改善等と、優れた人材を基盤とした建設企業の経営の安定のためのインフラであるとの認識を関係者が共有。



「全ての技能者、事業者の登録と全ての現場での就業履歴の蓄積」
を目指すことを確認する。

- 具体的な普及目標としては、第3回建設キャリアアップシステムの構築に向けた官民コンソーシアム（平成28年12月）で合意された目標（初年度100万人の技能者登録、5年で全ての技能者、事業者の登録）を堅持する。

⇒ 料金設定に当たっては、上記目標を前提としつつ、一定の運用上のリスクを加味して、数値を設定する。

技能者の利用料金について

- ・技能者登録により発行するカードの有効期間は10年とする。
(Eレベル（本人確認書類未提出者）については、有効期間3年)
- ・技能者登録料はインターネット申請の場合と郵送・窓口申請の場合とで分けることとする。
- ・インターネット申請の登録料を2,500円、郵送・窓口申請の登録料を3,500円とする。

※カード有効期間内にカードの紛失、破損等により交換する場合には、発送費を含む実費相当（約1,000円）の負担をいただくことを想定。

事業者の利用料金について①

- ・事業者料金の体系は以下のとおりとする。

料金の種類		設定方法	支払い	対象
事業者登録料		企業規模（資本金）に応じて設定	5年毎	全事業者 ※個人事業主を含む。 ※一人親方は無料。
システム 利用料	管理者 ID利用料	事業者が管理者IDを利用する場合、 利用数に応じて設定	毎年	全事業者
	現場利用料	現場において就業履歴を蓄積する技能者の 就業履歴回数に応じて設定	毎年	元請けとして現場を登録する事業者

※管理者IDを取得すると、事業者情報の管理、現場の作成（現場管理者IDの作成）、技能者情報の閲覧（常時）、帳票出力（常時）ができるようになる。

事業者の利用料金について②

- 事業者の利用料金は以下のとおりとする。

○事業者登録料（5年ごと）

資本金	新規・更新（円）
500万円未満	3,000
500万円以上1,000万円未満	6,000
1,000万円以上2,000万円未満	12,000
2,000万円以上5,000万円未満	24,000
5,000万円以上1億円未満	30,000
1億円以上3億円未満	60,000
3億円以上10億円未満	120,000
10億円以上50億円未満	240,000
50億円以上100億円未満	300,000
100億円以上500億円未満	600,000
500億円以上	1,200,000

消費税（8%）を含む。

- 一人親方は、事業者登録料を無料とする。
- 前払いの導入や割引の内容については、今後、運営主体において検討する。

○管理者ID利用料（毎年）

ID数	料 金
1	2,400

以降、1IDごとに2,400円。

○現場利用料（毎年）

就業履歴回数	料 金
1回	3円

※現場利用料には、現場管理者IDの利用料を含む。

建設キャリアアップシステムの利用料金について

【参考】事業者規模別のモデル的な試算

【前提条件】

①現場利用料は元請けとして現場を登録する事業者のみの負担で、下請けとなる工事には不要。

②現場利用料については、技能者1,000人日/完工高1億円と仮定し、年間完成工事高のうち、7割の現場で就業履歴の蓄積があると想定。

◆事業者モデル（一人親方）

項目	規模
資本金	-
年完工高	1,000万円
管理者ID取得数	1 ID

種別	試算
事業者登録料	0円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	420円/年
合計	2,820円/年

◆事業者モデル①

項目	規模
資本金	1,000万円
年完工高	1億円
管理者ID取得数	1 ID

種別	試算
事業者登録料	2,400円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	2,100円/年
合計	6,900円/年

◆事業者モデル②

項目	規模
資本金	1億円
年完工高	10億円
管理者ID取得数	1 ID

種別	試算
事業者登録料	12,000円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	21,000円/年
合計	35,400円/年

◆事業者モデル③

項目	規模
資本金	10億円
年完工高	100億円
管理者ID取得数	5 ID

種別	試算
事業者登録料	48,000円/年
管理者ID利用料	12,000円/年
現場利用料	210,000円/年
合計	270,000円/年

◆事業者モデル④

項目	規模
資本金	50億円
年完工高	1,000億円
管理者ID取得数	10 ID

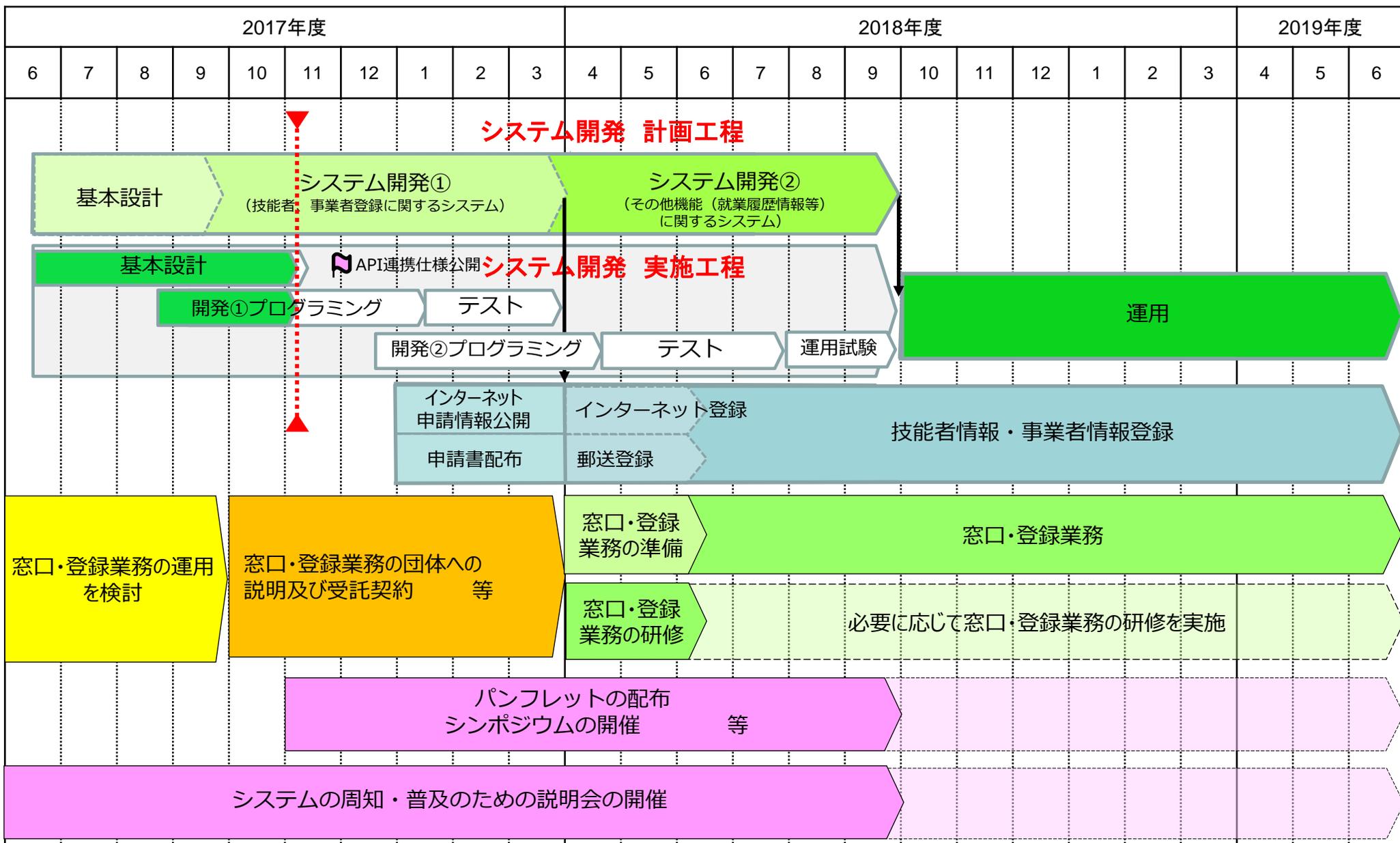
種別	試算
事業者登録料	60,000円/年
管理者ID利用料	24,000円/年
現場利用料	2,100,000円/年
合計	2,184,000円/年

◆事業者モデル⑤

項目	規模
資本金	500億円
年完工高	1兆円
管理者ID取得数	50 ID

種別	試算
事業者登録料	240,000円/年
管理者ID利用料	120,000円/年
現場利用料	21,000,000円/年
合計	21,360,000円/年

建設キャリアアップシステムの開発スケジュール



【別紙】建設キャリアアップシステムのデータ連携API

建設キャリアアップシステムにおけるデータ連携APIとは

1. 現場での就業履歴の蓄積に当たっては、民間の入退場管理システム、安全衛生管理システム等のシステムと連携して実施するところであり、建設キャリアアップシステムと民間システムとの間で、就業履歴情報を送受信するための仕組みです。
2. データ連携APIを利用する対象は、原則として以下のようなシステムを想定しています。
 - (1) 就業履歴情報を記録・管理するシステム。
 - (2) 技能者に有益なシステム。
 - (3) 十分なセキュリティを確保したシステム。
 - (4) 取り扱うデータに対し、共同利用することに同意できるシステム。

※原則として全て満たすことを想定していますが、(2)の要件が非常に有益と考えられるシステムについては個別に対象とする方法を検討中です。

3. データ連携APIの仕様は、近日中に建設キャリアアップシステムHP (<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccs/index.html>) への公開を予定しています。
4. 公開予定の仕様以外については、要件定義書を参照願います。

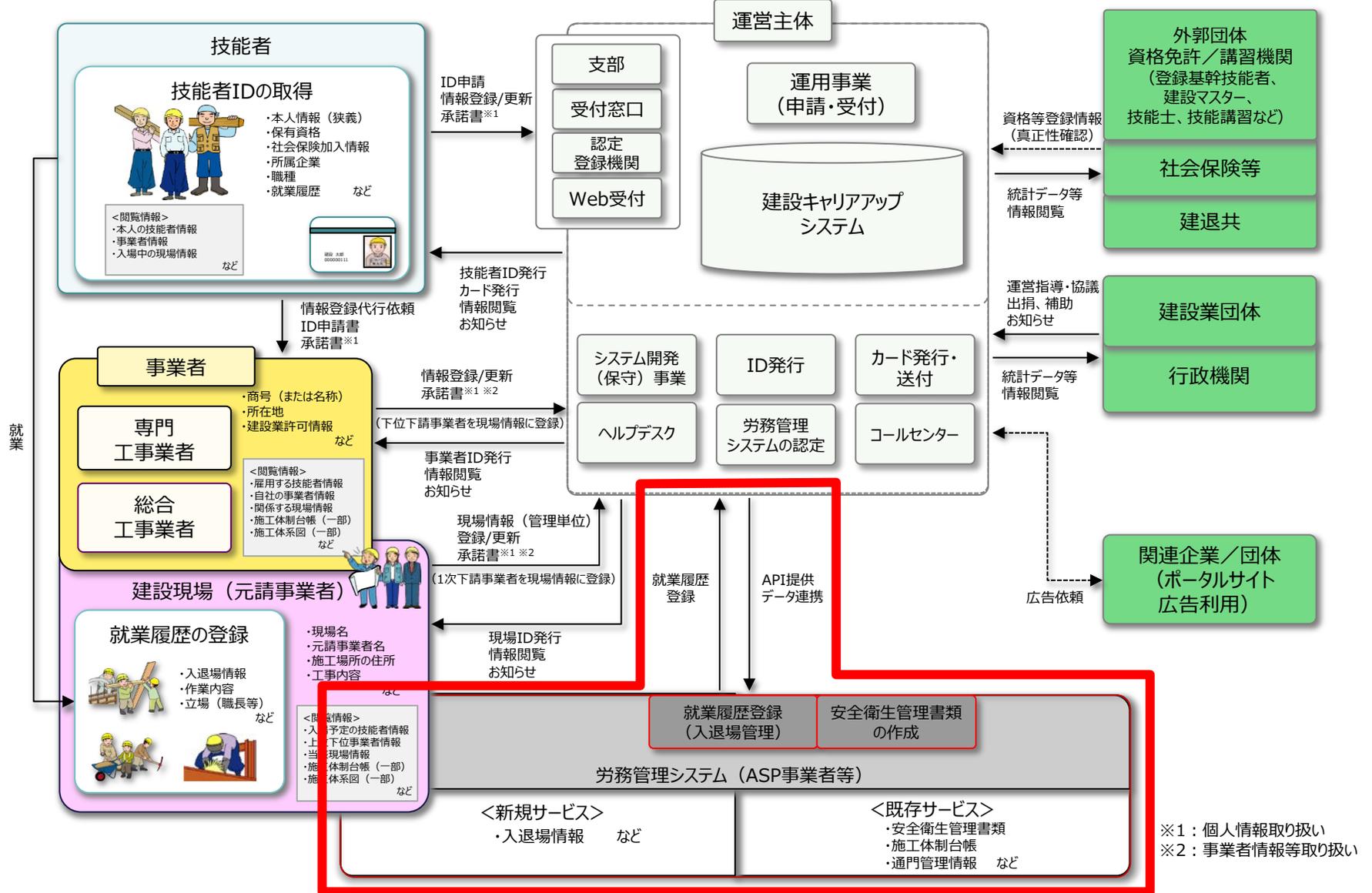
要件定義書のダウンロードURL (国土交通省HPより)

<http://www.mlit.go.jp/common/001156807.pdf>

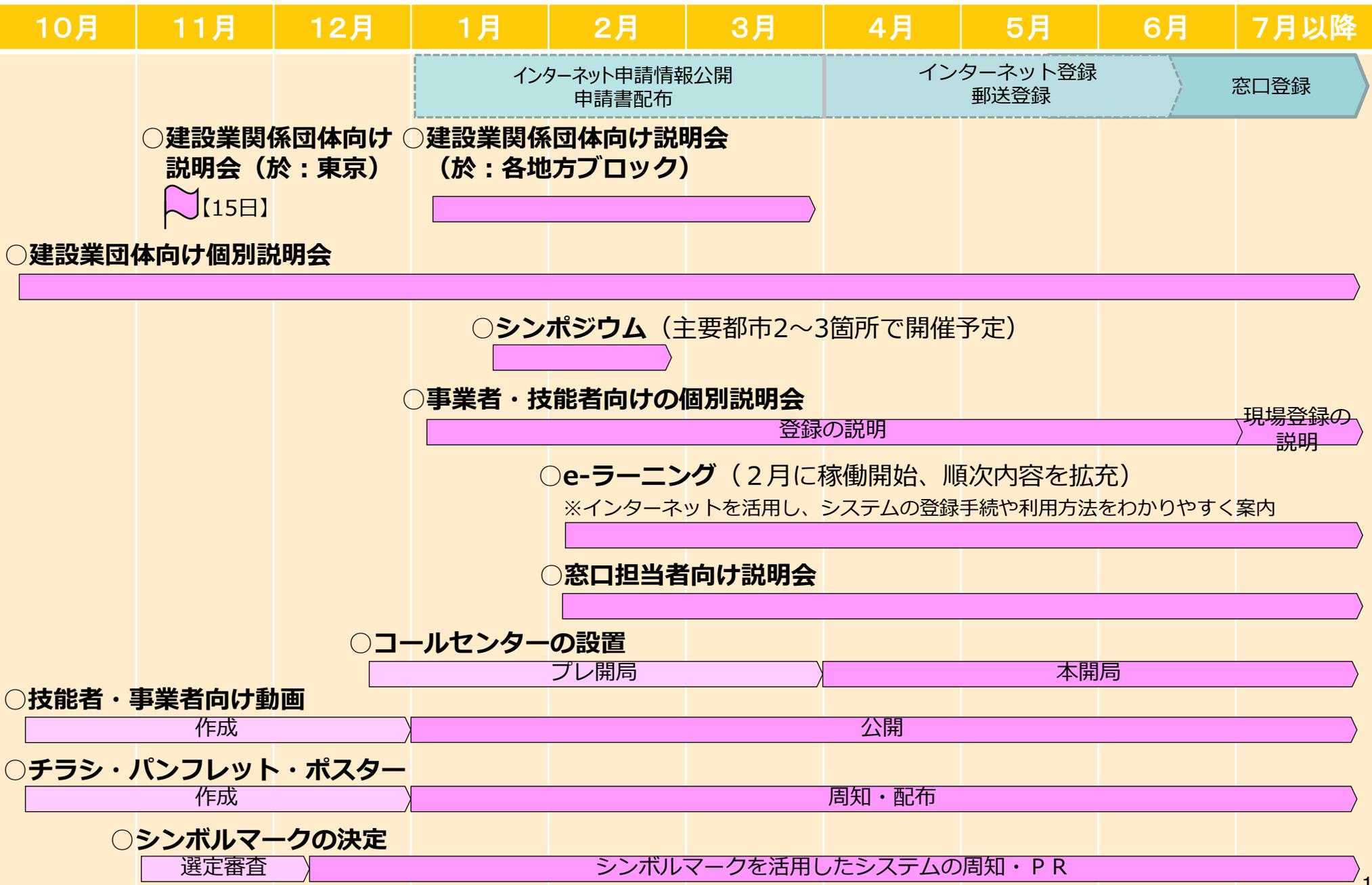
(該当箇所：要件定義書 P.339～P.341)

【別紙】建設キャリアアップシステムのデータ連携API

建設キャリアアップシステムにおけるデータ連携APIの範囲



建設キャリアアップシステムの周知・普及について①



建設キャリアアップシステムの周知・普及について②

専用HPの開設

- 建設業振興基金HP内に、システムの概要、利用方法及びQ & Aを掲載した建設キャリアアップシステム専用のHPを開設

(<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccs/index.htm>)

【建設業振興基金トップページ】



※周知・普及ツール（動画媒体など）を順次作成し、掲載予定

動画の掲載

- 建設キャリアアップシステム専用HP内にシステム概要を説明した動画を掲載

【建設キャリアアップシステム
トップページ】



Q&Aの掲載

- 専用HP内に建設キャリアアップシステムに関するQ&Aを掲載

※10/12 追加・更新（今後も随時）



建設キャリアアップシステムの周知・普及について③

シンボルマーク

- 8/29から10/15にかけてシンボルマークを一般公募
- 各団体の協力もあり、合計で**505点**の応募があった
- 選定委員会により実際に使用するマークを決定し、ICカード、パンフレット等のデザインにも利用する



建設業と技能者を支える
新システム！

建設
キャリアアップシステム

賞金 **10万円**

締切 **10/15**
(消印有効)

職人さん320万人に交付される
ICカードのデザインに使用!

審査委員は「Suicaペンギン」の生みの親
坂崎千香さん
建設業振興基金、国土交通省、建設業団体、
建設業界誌の代表者

建設キャリアアップシステムって何？
これからの建設業を担う若者たちがプライドを持って働き続けられる環境を目指し、賞金一体となって構築する新システムです。技能者の経験や能力を業界統一のルールで蓄積し、適正な評価と処遇の改善、技能の研鑽につながります。

技能者一人ひとりにICカードを交付

建設 太郎
現場経験や資格、講習受講履歴などの就業実績を、ICカードを通じてシステムに蓄積。

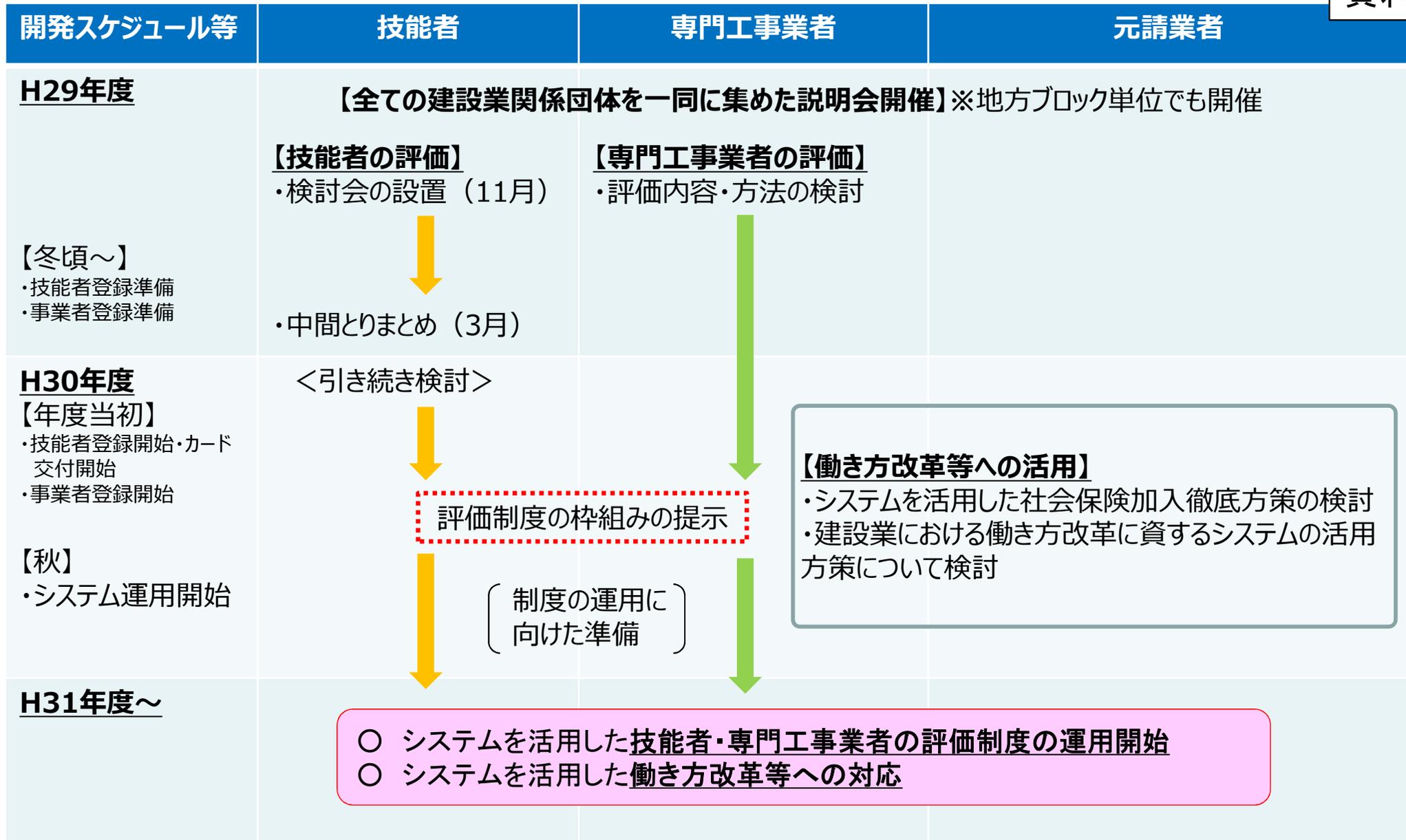
現場に入ったときに、カードリーダーで読み取ります。

私たちの安心・安全な暮らしのために

お問い合わせ コンテスト事務局 03-3226-7210 (平日10:00~17:00)
URL <https://www.koubo.co.jp/system/contest/ccus/> 主催 一般財団法人建設業振興基金

その他

- 開発の進捗に併せて各種広報ツールを作成予定
 - チラシ
 - パンフレット（技能者向け、事業者向け）
 - システム説明動画（技能者向け、事業者向け）
 - ポスター



【厚生労働省との連携】・システムを活用して技能者の処遇改善を図る取組を行う事業主に対する支援策について、当該取組の効果（能力開発促進、賃金向上など）を見極めながら、厚生労働省と検討を進める。
 ・建退共制度の一層の活用に向け、建退共における電子申請方式の導入に向けた動きと連携して検討を進める。

平成30年秋の運用開始に向け、建設キャリアアップシステムの普及・利用促進を強力に推進するため、建設業関係団体を一堂に集めた「建設キャリアアップシステムの普及・利用促進に向けた建設業関係団体説明会」を開催する。

1. 対象団体

建設キャリアアップシステム運営協議会構成員、登録基幹技能者講習機関、建設業社会保険推進連絡協議会構成員、建設業法上の建設業者団体

2. 日時・場所

11月15日（水） 15：00～
三田共用会議所（東京都港区三田2-1-8）

3. 説明内容（案）

- 建設キャリアアップシステムの趣旨・概要・効果について
- 普及・利用促進に向けた取組について
 - ・今後のスケジュール（運用開始までの流れ・広報の取組）
 - ・国土交通省等における取組方針
- 質疑応答 ほか

建設技能者の就業履歴や保有資格を業界統一のルールで蓄積する建設キャリアアップシステムが平成30年秋に運用開始されることを踏まえ、システムの導入が技能者の処遇改善に繋がるよう、システムに蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価のあり方について検討を行う「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」を設置する。

1. 検討会委員

別添のとおり

2. 検討内容

- ・評価の客観性の確保
- ・技能者の能力を評価する要素
- ・評価に要するコスト（費用・時間・手間）
- ・業種間のバランス

※諸外国の能力評価制度の調査や国内の資格制度の整理も実施

※専門工事業団体へのアンケート調査も検討

※専門工事企業の施工能力の見える化への連動も視野に入れて検討

3. スケジュール

平成29年11月13日（月） 第1回検討会

12月 第2回検討会

<以後数回開催>

平成30年3月

中間とりまとめ

能力評価基準の要素

- 保有資格（キャリアアップシステムに登録される）
- 就労実績（キャリアアップシステムに蓄積される）
- 職種に応じた知識・技能 等

これらを組み合わせて評価

※カードのカラーはイメージ

評価基準に合わせて
カードを色分け



レベル1

目安：
見習い技能者



レベル2

目安：
中堅技能者



レベル3

目安：
職長・熟練技能者



レベル4

目安：
登録基幹技能者
上級職長

建設キャリアアップシステムに登録した技能者に対し個別に配布されるキャリアアップカードを、レベルに応じて色分けする

委員

芝浦工業大学建築学部建築学科 教授	蟹澤 宏剛
千葉経済大学経済学部経営学科 准教授	藤波 美帆
(一社) 日本型枠工事業協会 常任理事	後町 廣幸
(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会	青木 茂
(一社) 日本機械土工協会 労働安全委員会委員	鈴木 喜広
(公社) 全国鉄筋工事業協会 理事	池田 慎二
(一社) 日本左官業組合連合会 理事 技術顧問	鈴木 光
(一社) 全国建設室内工事業協会 理事	武藤 俊夫
(一社) 日本電設工業協会 常務理事	中山 伸二
全国管工事業協同組合連合会 理事・技術部長	大熊 泰雄
(一社) 日本空調衛生工事業協会 人材委員会委員	安達 孝
(一社) 日本建設業連合会	能登谷 英俊
(一社) 全国建設業協会 業務執行理事	星 直幸
(一社) 全国中小建設業協会 常任理事	河崎 茂
(一社) 住宅生産団体連合会 工事CS・安全委員会副委員長	宗像 祐司
全国建設労働組合総連合 技術対策部長	小倉 範之
(一財) 建設業振興基金建設キャリアアップ運営準備室総括研究部長	田尻 直人

オブザーバー

(一社) 建設産業専門団体連合会 常務理事	道用 光春
厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課	吉野 彰一
厚生労働省人材開発統括官能力評価担当参事官室	奥野 正和
国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室長	武井 利行
建設・港湾対策室長	
上席職業能力検定官	

【事務局】

国土交通省土地・建設産業局 建設市場整備課長	出口 陽一
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 労働資材対策室長	矢吹 周平

建設キャリアアップシステムを活用した技能者の処遇改善に向けた取組

- ・建設キャリアアップシステムの導入で確認が可能となる、技能者の保有資格及び就業履歴のデータを活用し、個々の技能者の知識や技能と組み合わせた「能力評価基準」を策定する。
- ・この能力評価基準に基づいて技能者を評価する枠組みを構築し、レベルに応じてキャリアアップカードを色分けすることで、技能者の技能や経験に応じた処遇の実現に向けた環境整備を行う。
- ・更に、この技能者の能力評価基準と連動した専門工事企業の施工能力の見える化を進め、良い職人を育て、雇用する専門工事業者が選ばれる環境を整備する

能力評価基準の要素

- 保有資格（キャリアアップシステムに登録される）
- 就労実績（キャリアアップシステムに蓄積される）
- 職種に応じた知識・技能 等

これらを組み合わせて評価

※カードのカラーはイメージ

評価基準に合わせてカードを色分け

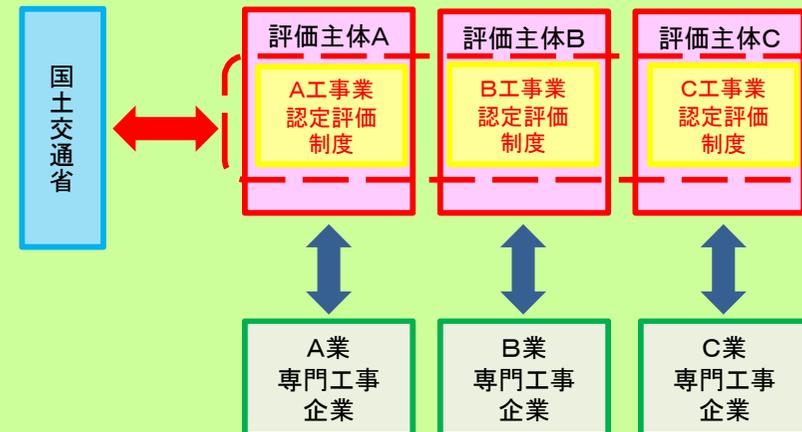


専門工事企業施工能力の見える化のイメージ

【見える化の対象項目（イメージ）】

- 所属する技能者の人数・評価
※建設キャリアアップシステムに基づく技能者の能力評価と連動
- 建機の保有状況
- 安全性（無事故期間 等）
- 処遇・福利厚生（社会保険等への加入状況 等）
- 人材確保・育成（研修制度 等）
- 地域貢献（災害復旧、地域活動への貢献 等）
- 経営状況
- その他

（将来的なイメージ）



※評価主体としては、専門工事業団体等が考えられる。
※各評価主体が行う企業評価の項目や手法についてガイドラインで定める。